

令和5年度

令和5年度文京区イノベーション創出支援事業



最長2年間
支援!

補助額最大
200万円!

イノベーション創出 支援事業

区内中小企業者等の
開発活動を支援します!!

区内中小企業者等を対象に、新製品・新技術の開発に係る経費の一部を補助します。
新たな社会に向けた取組や、感染症拡大防止に資する事業に挑戦されている区内中小企業者の方々のご応募をお待ちしております!!（補助対象者は審査の上決定します。）

1. 支援内容

区内中小企業又は大学発ベンチャー企業が取り組む新製品・新技術の開発について、事業に要する経費の一部を最大200万円まで補助します。

補助率

3分の2

補助限度額

200万円

2. 支援対象者及び対象事業

■ 支援対象者

区内中小企業又は大学発ベンチャー企業で、以下の①～③に全て該当する企業

①

中小企業基本法に定める中小企業者であって、個人事業者又は法人事業者であること。

②

区内に本店登記があり、申請日において引き続き1年以上事業を営んでいること（大学発ベンチャー企業を除く。）。

③

申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は法人都民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は所得税）を完納していること。

※大学発ベンチャー企業の要件を裏面に記載していますので、ご確認ください。

■ 対象事業

新製品・新技術等の開発事業で、令和7年2月28日までに完了する見込みのあるもの

1

IoT、ロボット、AI、ビッグデータ等の先端技術の導入によりSociety5.0の実現を推進する事業

2

感染症の検査、診断その他感染症の拡大防止に係る事業

※Society5.0の実現を推進する事業とは、IoT、ロボット、AI等の先端技術を導入し、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会Society5.0の実現を推進する事業のことです。

以下の点にご注意ください！【補助対象事業とならないもの】

- ・薬品（医薬品・農薬等）
- ・食品その他口に入れるもの・化粧品その他肌に塗るもの
- ・他の行政機関による同種の補助金等の交付を受け、又は受ける予定であるもの
- ・すでに開発が終了しているもの

（裏面もあります）

3. 申請から補助金交付までの流れ



※事業終了が令和6年4月1日以降となる場合は、⑤中間報告書の提出が必要です。

※⑥実績報告書は事業終了後又は令和7年2月28日を目処に提出してください。

4. 補助対象経費

令和5年4月1日から令和7年2月28日までの期間中に補助対象事業に支出した経費

【対象経費の例】

- ・原材料や副材料の購入に要する経費
- ・機械装置又は工具器具の購入又は借用に要する経費
- ・外注加工に要する経費
- ・研究開発の委託、工場所有権の取得、技術指導の受入れに要する経費
- ・ソフトウェア又は情報通信技術の開発に係る直接人件費（対象者は開発に直接従事する役員及び正社員とし、臨時社員等を除く。）

【対象外経費の例】

- ・飲食代などの会議費
- ・カタログなどの広報物作成費（デザイン含む）
- ・展示会等の出展費（展示会等出展費用補助事業をご活用ください。）

5. 募集期間

令和5年7月3日（月）から8月31日（木）まで

【大学発ベンチャー企業の要件】

次のいずれかに該当する必要があります。

- ①大学が有する研究成果又は特許をもとに設立した企業
- ②会社を設立した後、5年以内に大学が有する研究成果や特許を活用し、又は大学と共同研究等を行った企業
- ③大学の教職員又は学生が設立した企業のうち、事業の内容が大学における研究内容等と関連がある企業
- ④設立に当たり、大学が出資し、又は技術移転機関等が関与した企業
- ⑤大学生又は大学院生が経営している企業

【お申込み・お問い合わせ】文京区 経済課 産業振興係

（窓口開庁時間：平日8：30～17：15）TEL：5803-1173／FAX：5803-1936

（URL）<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/chusho/venture.html>

（Mail）b201000@city.bunkyo.lg.jp

